

7 生徒指導

(1) 長野県いじめ問題対策連絡協議会

ア 目的

長野県いじめ防止対策推進条例第 11 条の規定により、本県におけるいじめ問題の克服に向けて、いじめ防止等に関係する機関及び団体が連携を図り、いじめの防止、早期発見・早期対応、地域や家庭・関係機関の連携をより実効的なものとするために、本会議を設置する。

また、「いじめ問題対策連絡協議会」における連携の成果が、市町村が設置する学校におけるいじめ防止等に活用されるように、市町村教育委員会との連携を図る。

イ 会の構成

関係機関	長野県弁護士会	
	長野県医師会	
	長野県臨床心理士会	
	長野県社会福祉士会	
	長野県精神保健福祉士協会	
	いじめNO！県民ネットワークながの	
	長野県PTA連合会	
	長野県市町村教育委員会連絡協議会	
	長野県高等学校長会	
	長野県中学校長会	
	長野県小学校長会	
	長野県私学教育協会	
行政関係	法務省長野地方法務局	人権擁護課長
	長野県	県民文化部次世代サポート課長
		県民文化部こども・家庭課長
		県民文化部私学・高等教育課長
		中央児童相談所の職員のうちから 中央児童相談所長が指定する者
	長野県警察本部	生活安全部少年課長
長野県教育委員会	教育長	
	心の支援課長	

ウ 検討事項

- ① 学校及び地域におけるいじめの状況
- ② 学校、地域、関係機関等によるいじめ防止等の取組
- ③ 新たな知見、見解等に基づくいじめの予防教育のあり方

④ 前各号に掲げるもののほか、いじめ防止等に関する事項

(2) 生徒指導総合対策会議

ア 趣 旨

児童生徒の生徒指導上の問題や課題の解決に向け、学校・教育委員会が的確に対応するための専門的な支援と助言を行い学校・家庭・地域社会等における児童生徒の健全育成に資することを目的とする。

イ 委 員

会 長	飯 田 俊 穂	安曇野ストレスケアクリニック院長
副 会 長	上 村 恵津子	信州大学教育学部教職大学院教授
委 員	青 沼 架佐賜	長野市民病院小児科長
〃	匂 坂 千 穂	長野第一法律事務所弁護士
〃	森 本 遼	森本法律事務所弁護士
〃	市 川 裕 子	長野県北部高等学校長
〃	塩野入 幸 隆	千曲市立屋代中学校長
〃	東福寺 裕 子	長野県社会福祉士会会員
〃	夏 目 宏 明	長野県精神保健福祉士協会会長
〃	佐々木 尚 子	長野県臨床心理士会
〃	田 畑 均	中央児童相談所相談判定課長
〃	布施谷 明子	県警少年課サポートセンター室長

ウ 職 務

- ① 学校及び教育委員会に専門的見地から助言を行う。
- ② 会議の部会の活動に対し専門的見地から助言を行う。

(3) 長野県不登校対策検討委員会

ア 趣 旨

本県の不登校児童生徒の深刻な実態を受け、その課題解決に向けて、県と市町村の教育委員会が共通理解や相互の認識を深め、学校・家庭・地域社会等に的確かつ迅速に対応するために検討委員会を設置した。

イ 委員

委員長	原 山 隆 一	長野県教育委員会教育長
副委員長	近 藤 守	市町村教育委員会連絡協議会理事長
委員	長 島 克 己	中野市教育委員会教育長職務代理
〃	高 地 崇 佑	小諸市教育委員会教育長職務代理者
〃	山 田 富 康	塩尻市教育委員会教育長
〃	山 田 利 幸	茅野市教育委員会教育長
〃	寺 島 和 雄	諏訪市教育委員会事務局教育総務課長
〃	唐 澤 孝 男	南箕輪村子育て支援課長
〃	上 村 恵津子	信州大学教育学部教職大学院教授
〃	宮 寄 貞 子	長野県スクールソーシャルワーカー
〃	高 橋 功	県民文化部 次世代サポート課長
〃	草 間 康 晴	県民文化部 こども・家庭課長
〃	菅 沼 尚	長野県教育委員会教育次長
〃	三 輪 晋 一	義務教育課長
〃	北 澤 嘉 孝	教学指導課長
〃	岸 田 優 代	特別支援教育課教育幹

ウ 職務

- ① 長野県の不登校の現状と課題を整理する。
- ② 当面の対応策・中期的な方針等を策定する。
- ③ 県及び市町村の施策の評価を行う。

(4) 相談・支援体制の充実

ア スクールカウンセラー等の配置

臨床心理士、大学教授等のスクールカウンセラーを中学校 102 校に配置し、近隣の中学校及び学区内小学校を含め、児童生徒及び保護者の教育相談や教職員への助言等に対応した。また、4 教育事務所配置のスクールカウンセラーを全ての県立高校の要請に応じて派遣し、生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者に対する助言・援助を行った。

イ スクールソーシャルワーカー（SSW）の配置

東信、南信（飯田事務所を含む）、中信、北信の各教育事務所に計 22 名の SSW を配置。社会福祉や精神保健福祉の専門家として、いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して介入し、学校と福祉関係機関との連携をコーディネートしながら、児童生徒を取り巻く環境改善に向けて総合的な支援を行った。

ウ いじめ・不登校相談員の配置

東信、南信、中信及び北信の各教育事務所に計 4 名のいじめ・不登校相談員を配置。管内の公立学校において、いじめや不登校に関わる状況を把握し、生徒指導専門指導員や SSW とともに対応策を検討。改善を図るための相談助言を行った。

エ 子どもと親の相談員の配置

小学校 30 校に配置、不登校の未然防止及早期発見・早期対応を図るため、専門の相談員を配置。学級担任等と連携して家庭訪問や登校援助指導及び相談にあたった。

オ 学校生活相談センター

平成 28 年 4 月から「学校生活相談センター」をフリーダイヤル化し、指導主事とともに臨床心理士等が 24 時間体制で電話、メールでの教育相談および来所相談に応じた。

○「学校生活相談センター」電話相談の実施状況

- ・相談時間：24 時間
- ・電話番号：0120-0-78310
- ・受付状況：1021 件

【相談対象者の学校区分】

区 分	件 数
小 学 生	218
中 学 生	362
高 校 生	336
不明・その他	105

【相談内容】

区 分	件数
いじめに関する事	102
不登校に関する事	135
その他子ども自身に関する事	260
教師学校の対応に関する事	340
家庭・子育てに関する事	78
その他	106

(5) 生徒指導研修の充実

児童生徒の個性尊重と潜在能力の伸長をめざし、心を理解する感性を磨き、よりよい人間関係をつくるための予防開発的生徒指導を推進するとともに、生徒指導上の今日的課題の理解と対応を学ぶための研修講座を総合教育センターに開設した。また、生徒指導において各学校や地域で中核的役割を担う教員の養成をめざし、生徒指導研修を実施した。

(6) いじめ・不登校地域支援事業

ア 趣 旨

各学校におけるいじめや不登校などの実態や課題を迅速に把握し、解決に向けて指導や助言を行う「いじめ・不登校地域支援チーム」を東信、南信、中信及び北信の各教育事務所に設置。

学校、家庭、市町村教育委員会、民間支援団体を含む関係機関などと連携した支援の充実に努め、管内のいじめや不登校への対応に係る中核的な機能を果たした。

イ 実施状況

- ① 各教育事務所の学校教育課長をリーダーとして、生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが中核となり、教育事務所内の全指導主事がチームとして、いじめや不登校の問題に悩む児童生徒への支援とともに、児童生徒を取り巻く環境改善のための総合的な支援を行った。
- ② 県教育委員会が年2回開催するいじめ・不登校全県研修会や各教育事務所が年2回開催する地区推進会議において、いじめや不登校への対策に関わる研修を行った。

(7) 学校・家庭・地域・関係機関との連携

ア いじめ防止子どもサミットNAGANO

いじめをなくすためには、子どもたちが自らいじめについて考え、自らの手で解決に向けて取り組んでいくことが効果的である。このことを踏まえ、いじめ防止に主体的に取り組む児童生徒が集い、交流する機会として「いじめ防止子どもサミット NAGANO」を開催した。

- ・平成29年11月18日（土）長野県総合教育センター
小学校9校、中学校9校、計18校56名参加
- ・全国サミットへの参加（平成30年1月20日） 飯田西中学校生徒3名参加
- ・サミットメッセージをポスターにして、県内全学校、公民館等に配布

イ インターネット等の適正利用の推進

- ① 高校生インターネット適正利用推進事業（ICTカンファレンス長野大会）の開催
・長野県大会 平成29年9月30日（土）安曇野市立明科公民館 15校62名参加

- ・全国サミットへの参加（平成 29 年 11 月 3 日） 高遠高等学校生徒 1 名参加
- ・高校生 ICT カンファレンス長野県大会からのメッセージをすべての高校生に配布
- ② 「インターネットについてのアンケート」調査の実施
 - ・調査実施時期 平成 29 年 7 月～8 月
 - ・調査結果公表 平成 29 年 10 月 26 日
- ③ 「インターネットの安全な利用に関わる共同メッセージ」をすべての学校に配信
- ④ 指導資料「ユビキタス@n a g a n o」を年 4 回、全ての学校に配信
- ⑤ 長野県青少年インターネット適正利用推進協議会の開催
 - ・平成 27 年 10 月に青少年のインターネットの適正利用の推進を目的に官民共同で設置された協議会を 7 月と 11 月に開催。
 - ・「スマートフォン、SNS 等との上手な付き合い方について～保護者と小学生以下の子どもを中心に考えてみましょう～」をテーマに「長野県青少年インターネット適正利用推進フォーラム」を 1 月に塩尻市で開催。

ウ 中高生徒指導連絡協議会

高校に入学した直後の生徒が、学校生活や学業に適応できず不登校になったり問題行動を起こすことがある。一人ひとりの生徒が生き生きとした学校生活を送るためには、中・高の生徒指導の密接な連携を一層強化し、地域ぐるみで生徒の健全育成を図る必要がある。

このため、旧通学区ごとに中・高生徒指導連絡会議を開催し、連携を強化・充実して地域ぐるみで生徒の健全育成に努めた。

エ 家庭との連携促進

学校と家庭との一層緊密な連携のもとに、非行防止、健全育成を図るため、家庭訪問による指導の充実を図った。

オ 予防啓発活動等

- ・「子どもたちの笑顔と未来のために～チームとしての学校相談体制を機能させましょう～」の作成と配布
- ・指導資料「ユビキタス@n a g a n o」（ケイタイ・インターネット問題対応資料）の作成と配布
- ・不登校への対応の手引き（改訂版）「不登校への支援について考える」の配信